

愛知県水防計画の修正（案）要旨について

1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制を構築しなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要となる。

水防の第一次的責任は市町村等の水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより一層効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示すものとして愛知県水防計画を作成するものである。

2 平成19年度愛知県水防計画の主要な見直し点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事や東海豪雨などで被災した箇所の災害復旧工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正して登載した。

平成19年度重要水防箇所集計表

		平成19年度		平成18年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	659	302	617	258	38	21	80	65	42	44
	県	345	148	361	154	22	7	6	1	16	6
	市町村	152	92	154	95	4	3	2	0	2	3
	小計	1,156	542	1,132	507	64	31	88	66	24	35
	海岸	14	18	14	19	0	1	0	0	0	1
	ため池	203	14	217	15	19	2	5	1	14	1
	合計	1,373	574	1,363	541	83	34	93	67	10	33

(2) 水位周知河川の追加

平成17年の改正水防法により国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして新たに住民に水位情報を周知する河川を指定し、当該河川については、市町村の行う避難勧告等の目安となる特別警戒水位（避難判断水位）を定めることとされたことに伴い、愛知県内で今年度14河川を追加指定することとし、当該河川の名称、区域、水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位等の必要事項を登載した。

	水位周知河川名（今年度追加分）
知事指定	矢田川（県管理区間）、香流川、内津川、五条川、扇川、山崎川、蟹江川、乙川、広田川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川（計14河川）

(3) 洪水等に関する防災情報体系の見直し

従来の河川管理者から提供されている防災情報のなかで使用されている用語は、専門的なものが多く、一般住民等にわかりにくいという傾向があったため、国における「洪水等の防災用語改善検討会」で、洪水等に関する防災情報体系のあり方についての検討がおこなわれ、平成18年6月に提言が出されたことから、これを踏まえて、必要な用語等を見直しを図った。